

## 令和2年 所得税改正内容について

この資料では「令和2年 所得税（配偶者控除・配偶者特別控除）」の改正内容について記載しています。

※法改正に関する詳細は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

### 令和2年分 所得税改正内容

#### 【変更点】

令和の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取扱いが変更されます。

●配偶者控除の要件に「給与所得者の合計所得金額：1000万円以下」が加わります。

#### 【配偶者控除の対象範囲】

年	所得金額 (給与所得者)	所得金額 (配偶者)	配偶者控除の額
～令和元年	1,000万円以下	38万円以下	<ul style="list-style-type: none"><li>給与所得者の所得：900万円超になると配偶者控除の額は段階的に縮小</li><li>給与所得者の所得：1,000万円超の場合、配偶者控除は対象外となる</li></ul>
令和2年～	1,000万円以下	48万円以下	<ul style="list-style-type: none"><li>給与所得者の所得：900万円超になると配偶者控除の額は段階的に縮小</li><li>給与所得者の所得：1,000万円超の場合、配偶者控除は対象外となる</li></ul>

●配偶者特別控除の範囲が「配偶者の合計所得金額：133万円以下」に拡大されます。

#### 【配偶者特別控除の範囲】

年	所得金額 (給与所得者)	所得金額 (配偶者)	配偶者特別控除の額
～令和元年	1,000万円以下	38万円超 123万円以下	<ul style="list-style-type: none"><li>配偶者の所得に応じて、38万円～1万円</li><li>給与所得者の所得：900万円超になると配偶者特別控除の額は段階的に縮小</li></ul>
令和2年～	1,000万円以下	48万円超 133万円以下	<ul style="list-style-type: none"><li>配偶者の所得に応じて、38万円～1万円</li><li>給与所得者の所得：900万円超になると配偶者特別控除の額は段階的に縮小</li></ul>

- 給与所得者の合計所得金額が900万円以下の場合、合計所得金額が48万円超95万円以下の配偶者も、給与・賞与を計算する際の税扶養人数に含めます。

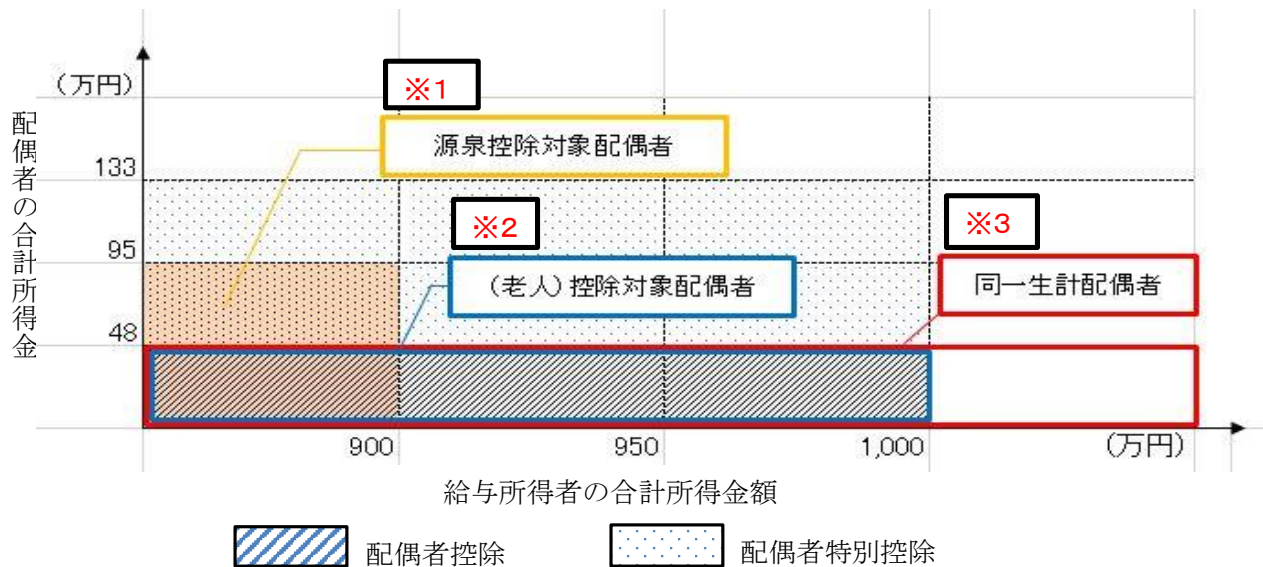
【源泉控除対象配偶者の税扶養の範囲】

年	所得金額 (給与所得者)	所得金額 (配偶者)	配偶者特別控除の額
～令和元年	900万円以下	85万円以下	税扶養人数に含む
	900万円超	—	税扶養人数に含まない
令和2年～	900万円以下	95万円以下	税扶養人数に含む
	900万円超	—	税扶養人数に含まない

- 配偶者には以下の種類があります。

配偶者の種類	所得金額 給：給与所得者 配：配偶者	給与・賞与計算時 の税扶養人数	年末調整での扱い	その他		
※1 源泉控除対象 配偶者	給：900万円以下	税扶養人数に含む	配：48万円以下は 配偶者控除の対象	「扶養控除等（異動）申告書」の 「源泉控除対象配偶者」欄に記載		
	配：95万円以下		配：48万円超は 配偶者特別控除の対象			
※2 (老人) 控除 対象配偶者	給：1,000万円以下	給：900万円超 の場合、税扶養 人数に含まない	給：900万円超 1,000万円以下の場合、 配偶者控除・配偶者特別 控除の額は段階的に縮小			
	配：48万円以下					
配偶者特別 控除の対象者	給：1,000万円以下	給：900万円以下 配：48万円超95 万円以下のみ、 「源泉控除対象 配偶者」として 税扶養人数に含 む				
	配：48万円超 133万円以下					
※3 同一生計配偶者	給：無制限	給：1,000万円超でも、 配偶者が（特別）障害者の場合は （特別）障害者分のみ税扶養人数に含む				
	配：48万円以下					

給与所得者や配偶者の所得によって、配偶者の種類は複数該当します。  
以下の表で給与所得者・配偶者の所得でどの種類に該当するか、確認できます。



【配偶者控除と配偶者特別控除の額】

●配偶者控除

「配偶者の合計所得金額：48万円以下」に加えて「給与所得者の合計所得金額：1,000万円以下」という制限が設けられます。  
また、給与所得者の合計所得金額が900万円を超えると、段階的に配偶者控除の額が縮小されます。

	給与所得者の所得 (配偶者の所得は48万円以下)			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	38万円☆	26万円	13万円	控除なし※
70歳以上の 配偶者控除	48万円☆	32万円	16万円	

※給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合、従来の配偶者特別控除だけでなく配偶者控除も対象外となります。

●配偶者特別控除

「配偶者の合計所得金額：48万円超133万円以下」に拡大されます。  
「給与所得者の合計所得金額：1,000万円以下」は従来通りですが、給与所得者の合計所得金額が

	給与所得者の所得			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の所得金額 48万円超 95万円以下	38万円☆	26万円	13万円	控除なし
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	

110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	控除なし
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	控除なし			

### ☆欄の配偶者

源泉控除対象配偶者です。  
年末調整だけでなく、毎月の給与・賞与を計算する時も、税扶養人数にカウントします。

【令和2年年末調整の計算までにシステムで確認する内容】

#### ●職員情報

メニュー「扶養親族」の配偶者の設定画面において、「配偶者の有無」の選択肢が以下のように変わっております。

#### 【 配偶者の有無 】

- 1：なし
- 2：源泉控除対象・・・本人所得900万円以下、配偶者所得95万円以下の場合に選択。 ※1 参照
- 3：控除対象外・・・配偶者控除の対象にならない配偶者がいる場合に選択。

#### 【 新たなチェック項目 】

- ・同一生計配偶者・・・配偶者所得が48万円以下。 ※3 参照
- ・控除対象配偶者・・・本人所得1000万円以下、配偶者所得48万円以下。 ※2 参照

#### <設定例①>

#### 【 配偶者がいない人 】

配偶者の有無は「1：なし」を選択します。

<設定例②>

【 配偶者控除、または配偶者特別控除の対象とならない配偶者がいる人】

配偶者の有無は「3：控除対象外」を選択します。

職員番号 2 氏名 佐藤 太郎 職種 月給者 所属 管理

基本 | 支給方法 | 所得税 | 扶養親族 | 住民税 | 社会保険 | 労働保険

配偶者

配偶者の有無 3: 控除対象外

同居 0: 同居

一般障害者 0: なし

特別障害者 0: なし

老年者 0: なし

同一生計配偶者  
 控除対象配偶者  
※平成29年以前では使用できません。

扶養親族

一般扶養親族数 0 一般障害者数 0

特定扶養親族数 0 特別障害者数 0

老人扶養親族数 0 同居特障数 0

同居老親数 0 16歳未満扶養親族数 0

保存 F1 中止 F4 表紙 F5 職員番号訂正 F8 次ページ F8

<設定例③>

【 本人所得900万円以下、配偶者所得が48万円以下・障害者：非該当の人】

配偶者の有無は「2：源泉控除対象」を選択。さらに「同一生計配偶者」「控除対象配偶者」にチェックします。

職員番号 2 氏名 佐藤 太郎 職種 月給者 所属 管理

基本 | 支給方法 | 所得税 | 扶養親族 | 住民税 | 社会保険 | 労働保険

配偶者

配偶者の有無 2: 源泉控除対象

同居 0: 同居

一般障害者 0: なし

特別障害者 0: なし

老年者 0: なし

同一生計配偶者  
 控除対象配偶者  
※平成29年以前では使用できません。

扶養親族

一般扶養親族数 0 一般障害者数 0

特定扶養親族数 0 特別障害者数 0

老人扶養親族数 0 同居特障数 0

同居老親数 0 16歳未満扶養親族数 0

保存 F1 中止 F4 表紙 F5 職員番号訂正 F8 次ページ F8

<設定例④>

【 本人所得900万円以下、配偶者所得が48万円超95万円以下・障害者：非該当の人】

配偶者の有無は「2：源泉控除対象」を選択。「同一生計配偶者」「控除対象配偶者」はチェックなし。

職員番号 2 氏名 佐藤 太郎 職種 月給者 所属 管理

基本 | 支給方法 | 所得税 | 扶養親族 | 住民税 | 社会保険 | 労働保険

配偶者

配偶者の有無 2: 源泉控除対象

同居 0: 同居

一般障害者 0: なし

特別障害者 0: なし

老年者 0: なし

同一生計配偶者  
 控除対象配偶者  
※平成29年以前では使用できません。

扶養親族

一般扶養親族数 0 一般障害者数 0

特定扶養親族数 0 特別障害者数 0

老人扶養親族数 0 同居特障数 0

同居老親数 0 16歳未満扶養親族数 0

保存 F1 中止 F4 表紙 F5 職員番号訂正 F6 次ページ F8

<設定例⑤>

【 本人所得900万円以下、配偶者所得が95万円超133万円以下・障害者：非該当の人 】  
配偶者の有無は「3：控除対象外」を選択。「同一生計配偶者」「控除対象配偶者」はチェックなし。

職員番号 2 氏名 佐藤 太郎 職種 月給者 所属 管理

基本 | 支給方法 | 所得税 | 扶養親族 | 住民税 | 社会保険 | 労働保険

配偶者

配偶者の有無 3:控除対象外

同居 0:同居

一般障害者 0:なし

特別障害者 0:なし

高齢者 0:なし

同一生計配偶者

控除対象配偶者

※平成29年以前では使用できません。

扶養親族

一般扶養親族数 0 一般障害者数 0

特定扶養親族数 0 特別障害者数 0

老人扶養親族数 0 同居特障数 0

同居老親数 0 16歳未満扶養親族数 0

保存 F1 中止 F4 表紙 F5 職員番号訂正 F6 次ページ F8

<設定例⑥>

【 本人所得900万円超 1000万円以下、配偶者所得が48万円以下・障害者：非該当の人 】  
配偶者の有無は「3：控除対象外」を選択。「同一生計配偶者」「控除対象配偶者」にチェックします。

職員番号 2 氏名 佐藤 太郎 職種 月給者 所属 管理

基本 | 支給方法 | 所得税 | 扶養親族 | 住民税 | 社会保険 | 労働保険

配偶者

配偶者の有無 3:控除対象外

同居 0:同居

一般障害者 0:なし

特別障害者 0:なし

高齢者 0:なし

同一生計配偶者

控除対象配偶者

※平成29年以前では使用できません。

扶養親族

一般扶養親族数 0 一般障害者数 0

特定扶養親族数 0 特別障害者数 0

老人扶養親族数 0 同居特障数 0

同居老親数 0 16歳未満扶養親族数 0

保存 F1 中止 F4 表紙 F5 職員番号訂正 F6 次ページ F8

<設定例⑦>

【 本人所得900万円超 1000万円以下、配偶者所得が48万円超133万円以下・障害者：非該当の人 】  
配偶者の有無は「3：控除対象外」を選択。「同一生計配偶者」「控除対象配偶者」はチェックなし。  
※年末調整の際、配偶者特別控除が受けられます。

職員番号 2 氏名 佐藤 太郎 職種 月給者 所属 管理

基本 | 支給方法 | 所得税 | 扶養親族 | 住民税 | 社会保険 | 労働保険

配偶者

配偶者の有無 3:控除対象外

同居 0:同居

一般障害者 0:なし

特別障害者 0:なし

高齢者 0:なし

同一生計配偶者

控除対象配偶者

※平成29年以前では使用できません。

扶養親族

一般扶養親族数 0 一般障害者数 0

特定扶養親族数 0 特別障害者数 0

老人扶養親族数 0 同居特障数 0

同居老親数 0 16歳未満扶養親族数 0

保存 F1 中止 F4 表紙 F5 職員番号訂正 F6 次ページ F8

<設定例⑧>

【 本人所得1000万円超、配偶者所得が48万円以下・障害者：一般障害 】

配偶者の有無は「3：控除対象外」、一般障害「該当」を選択。「同一生計配偶者」にチェック、「控除対象配偶者」はチェックなし。

職員番号	2	氏名	佐藤 太郎	職種	月給者	所属	管理
基本	支給方法	所得税	扶養親族	住民税	社会保険	労働保険	
配偶者				扶養親族			
配偶者の有無	3:控除対象外	一般障害者	1:該当	一般扶養親族数	0	一般障害者数	0
同居	0:同居	特別障害者	0:なし	特定扶養親族数	0	特別障害者数	0
老年者	0:なし	同居特種数	0	老人扶養親族数	0	同居特種数	0
		同居老親数	0	同居老親数	0	16歳未満扶養親族数	0
		<input checked="" type="checkbox"/> 同一生計配偶者					
		<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者					
		<small>※平成29年以前では使用できません。</small>					
保存 F1		中止 F4		表紙表 F5		職員番号訂正 F6	
							次ページ F8